

水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例（案）

水戸市児童福祉施設基準条例（令和 2 年水戸市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条中「ついて」の次に「，年齢，発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより，母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第 34 条中「児童家庭支援センター」の次に「，里親支援センター」を加える。

付 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。